

# 特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護 評価指針への適合性・妥当性の審査

|                       |
|-----------------------|
| 評価書名                  |
| 職業安定行政業務に関する事務 全項目評価書 |
| 評価実施機関名               |
| 厚生労働大臣                |
| 提出日                   |
| 平成31年4月15日            |
| 概要説明日                 |
| 平成31年4月18日            |

(目次)

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| ○ 全体的な事項 .....                | 1  |
| ○ 雇用保険ファイル .....              | 4  |
| ○ 求職者支援ファイル .....             | 12 |
| ○ 職業紹介ファイル .....              | 20 |
| ○ 助成金ファイル .....               | 28 |
| ○ 評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策 ..... | 36 |
| ○ 総評 .....                    | 37 |
| ○ 個人情報保護委員会による審査記載事項 .....    | 37 |

## 全体的な事項

※ 評価実施手順に関する事項及び特定個人情報  
ファイルに共通する事項

| 審査の観点<br>(指針第10(2))   | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目) | 該当箇所 |   | 審査<br>結果  | 所見  |
|---|--------|------------|------|---|-----------|---|
| (1)しきい値判断に誤りはないか。   | —      | —          | —    | — | 問題は認められない | 対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。   |
| (2)適切な実施主体が実施しているか。   | —      | —          | —    | — | 問題は認められない | 特定個人情報ファイルは、厚生労働省が職業安定行政業務に関する事務において保有するものであることから、実施主体は適切である。                         |
| (3)公表しない部分は適切な範囲か。  | —      | —          | —    | — | 問題は認められない | 評価書の内容は全て公表することとしている。   |
| (4)適切な時期に実施しているか。   | —      | —          | —    | — | 問題は認められない | 特定個人情報ファイルを取り扱うハローワークシステムの改修は、平成31年7月以降にプログラミングの開始を予定しており、プログラミング開始前の適切な時期に評価を実施している。 |
| (5)適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。                     | —      | —          | —    | — | 問題は認められない | 国民への意見募集については、e-Gov(電子政府の総合窓口)において、30日間実施したほか、意見への対応状況はe-Govで公表することとしており、事後の措置も適切である。 |
| (6)特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。 | —      | —          | —    | — | 問題は認められない | 職業安定行政業務に関する事務について、求められる事項が具体的に記載されている。   |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))   | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所              |            | 審査<br>結果  | 所見   |
|---|--|---|-------------------|------------|-----------|--|
| (7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。 | —  | —   | —                 | —          | 問題は認められない | 職業安定行政業務に関する事務における番号制度への対応は厚生労働省職業安定局総務課及び労働市場センター業務室が行っており、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実施に当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については、責任を負うことができる部署である。   |
| (8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。                       | ① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。 | 2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。        | P.3<br>～<br>P.4   | I 1. ②     | 問題は認められない | 職業安定行政業務に関する事務の内容について、雇用保険に関する事務、求職者支援制度に関する事務、職業紹介に関する事務及び助成金に関する事務において、それぞれ特定個人情報ファイルを使用することが事務の流れに即し具体的に記載されている。<br><br>また、別添1の事務の内容において、事業主、求職者等から個人番号を入手し、ハローワークシステムに登録すること、番号法で定められた範囲内で、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うこと等、事務において取り扱う特定個人情報の流れが事務の内容に即して具体的に記載されているほか、各種届出・申請時における添付書類の取得及び提出に係る負担軽減等、実現が期待されるメリット等についても具体的に記載されている。 |
|   |  | 3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。                             | P.5<br>～<br>P.9   | I 2. ②     | 問題は認められない |  |
|   |  | 4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。                                | P.5<br>～<br>P.9   | I 2. ③     | 問題は認められない |  |
|   |  | 5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。 | P.10              | I 4. ①     | 問題は認められない |  |
|   |  | 6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。   | P.10              | I 4. ②     | 問題は認められない |  |
|   |  | 7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。            | P.11<br>～<br>P.12 | I<br>(別添1) | 問題は認められない |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))   | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所               |                   | 審査<br>結果  | 所見   |
|---|---|---|--------------------|-------------------|---|--|
| (9) 特定個人情報<br>ファイルを取り扱<br>うプロセスにおい<br>て特定個人情報<br>の漏えいその他<br>の事態を発生させ<br>るリスクを、特定<br>個人情報保護評<br>価の対象となる事<br>務の実態に基づ<br>き、特定している<br>か。  | —   | —   | P.63<br>～<br>P.115 | Ⅲ、Ⅳ               | 問題は<br>認めら<br>れない   | 全項目評価書に例示されている各リスクにどのように対応しているかが具体的に記載されている。   |
| (10) 特定されたり<br>リスクを軽減するた<br>めに講ずべき措<br>置についての記<br>載は具体的か。<br><br>(11) 記載されたり<br>リスクを軽減させる<br>ための措置は、個<br>人のプライバシー<br>等の権利利益の<br>侵害の未然防<br>止、国民・住民の<br>信頼の確保という<br>特定個人情報保<br>護評価の目的に<br>照らし、妥当なも<br>のか。 | ⑨特定個人情報<br>ファイルの取扱い<br>について自己点<br>検・監査や従業者<br>に対する教育・啓<br>発を行っている<br>か。 | 70. 評価書に記載した<br>とおりに運用がなされ<br>ていること等につい<br>て、評価の実施を担<br>当する部署自らが、ど<br>のように自己点検する<br>か具体的に記載して<br>いるか。 | P.115              | Ⅳ 1. ①            | 問題は<br>認めら<br>れない   | 自己点検については、「個人情報保護のためのチェックリスト(職員用)」による点検を定期的実施し、管理者に提出すること、また、監査については、個人情報の管理方法等について定めた規程の遵守状況等について、定期的本省職員による内部監査を実施すること等が具体的に記載されている。 |
| 71. 評価書に記載した<br>とおりに運用がなされ<br>ていること等につい<br>て、どのように監査す<br>るか具体的に記載し<br>ているか。   |   | P.115   | Ⅳ 1. ②             | 問題は<br>認めら<br>れない | 従業者に対する教育・啓発については、特定個人情報の取扱いの留意点を通知すること等により、特定個人情報の適正な取扱いに係る番号制度上の保護措置について、職員に対して周知・教育を実施すること、職業安定局において作成した「個人情報保護のための研修テキスト」を、職業安定行政に所属する全ての職員・非常勤職員に配付するとともに研修を実施していること等が具体的に記載されている。   |  |
| 72. 特定個人情報を取り<br>扱う従業者等に対<br>しての教育・啓発や違<br>反行為をした従業者<br>等に対する措置につ<br>いて具体的に記載し<br>ているか。   |   | P.115   | Ⅳ 2.               | 問題は<br>認めら<br>れない |   | 寄せられた意見への回答として、寄せられた意見に対し、厚生労働省としての考え方を一覧形式で取りまとめ、e-Govにおいて公表することとしている。  |
| 73. 国民・住民等から<br>の意見聴取により得<br>られた意見を踏ま<br>えて評価書のどの箇<br>所をどのように修正<br>したかを具体的に記<br>載しているか。   |   | P.117   | Ⅵ 2. ⑤             | 問題は<br>認めら<br>れない | 職業安定行政業務に関する事務における特定個人情報については、全国の都道府県労働局及び公共職業安定所において取り扱うとともに情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を実施することから、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、システム上の整備、文書管理及び職員への教育・啓発等の十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言している。 |  |
| (12) 個人のプライ<br>バシー等の権利<br>利益の保護の宣<br>言は、国民・住<br>民の信頼の確保<br>という特定個人<br>情報保護評価の<br>目的に照らし、<br>妥当なものか。   | —   | —   | P.1                | 表紙                |   | 問題は<br>認めら<br>れない  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))  | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所 |         | 審査<br>結果  | 所見  |
|--|---|---|------|---------|-----------|---|
| <p>(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。</p> | <p>② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。</p> | <p>8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。</p>                | P.13 | II 2. ③ | 問題は認められない | <p>特定個人情報の使用目的として、雇用保険の受給資格有無の確認等の際、日本年金機構等各種年金情報を保有する外部機関から社会保険の加入歴等の特定個人情報を入手し、雇用保険の適正な給付を行うために個人番号を使用すること、介護休業給付等一部の失業等給付の受給要件の確認の際、市町村長から続柄情報等の特定個人情報を入手し、住民票の提出を省略するために個人番号を使用すること等が具体的に記載されている。</p> |
|  |   | <p>9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。</p>  | P.13 | II 2. ④ | 問題は認められない |   |
|  |   | <p>10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。</p>   | P.14 | II 3. ④ | 問題は認められない |   |
|  |   | <p>11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。</p>                                      | P.14 | II 3. ⑤ | 問題は認められない |   |
|  |   | <p>12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。</p>   | P.14 | II 3. ⑥ | 問題は認められない |   |
|  |   | <p>13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。</p> | P.15 | II 3. ⑧ | 問題は認められない |   |
|  |   | <p>14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。</p>   | P.15 | II 3. ⑧ | 問題は認められない |   |
|  |   | <p>15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。</p>                        | P.15 | II 3. ⑧ | 該当なし      |   |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所              |         | 審査<br>結果  | 所見  |
|---------------------|--------|--|-------------------|---------|-----------|---|
|                     |        | 16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。   | P.16              | II 4. ② | 問題は認められない | 特定個人情報の使用方法として、番号法別表第1に規定される事務の範囲で雇用保険被保険者、受給資格者、事業主からの申請・届出により個人番号を含む特定個人情報入手し、ハローワークシステムにおいて、被保険者番号等と個人番号とを紐付けし、雇用保険被保険者資格、受給資格の審査及び情報管理を適切に行うこと、情報提供ネットワークシステムを介した情報提供・照会において使用すること等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(入手・使用、委託、保管・消去)について具体的に記載されている。 |
|                     |        | 17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。 | P.16              | II 4. ⑤ | 問題は認められない |   |
|                     |        | 18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。                                      | P.16              | II 4. ⑧ | 問題は認められない |   |
|                     |        | 19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。                                  | P.17<br>~<br>P.23 | II 5. ② | 問題は認められない |   |
|                     |        | 20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。                                  | P.23              | II 5. ② | 該当なし      |   |
|                     |        | 21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。   | P.24              | II 6. ① | 問題は認められない |   |
|                     |        | 22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。  | P.24              | II 6. ② | 問題は認められない |   |
|                     |        | 23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。  | P.24              | II 6. ③ | 問題は認められない |   |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))  | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所 |              | 審査<br>結果  | 所見   |
|--|---|--|------|--------------|-----------|--|
| <p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> | <p>③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p> | <p>24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> | P.63 | Ⅲ 2. リスク1:   | 問題は認められない | <p>対象者以外の情報の入手を防止するリスク対策として、雇用保険の手続に必要な届出・申請は、様式を定めた提出方式により、事業主に雇用されている被保険者や申込者本人(又は代理人)に限定した情報のみ記載することとしていること、e-Gov電子申請システムにより受け付ける場合は、電子証明書による電子署名を行うことにより、なりすましを防止することが具体的に記載されている。</p> <p>入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、ハローワーク等の職員端末と特定個人情報ファイルを格納するサーバは、専用回線を用い、決められた情報のみ提供を受け付けるようにシステムで制御していること、地方公共団体情報システム機構との連携においては、専用回線(住民基本台帳ネットワークシステム)を用い、情報を暗号化すること等が具体的に記載されている。</p> |
|  |   | <p>25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>       | P.63 | Ⅲ 2. リスク1:   | 問題は認められない |  |
|  |   | <p>26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>           | P.63 | Ⅲ 2. リスク2:   | 問題は認められない |  |
|  |   | <p>27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>     | P.63 | Ⅲ 2. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|  |   | <p>28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いがないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>             | P.63 | Ⅲ 2. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|  |   | <p>29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>           | P.63 | Ⅲ 2. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|  |   | <p>30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>            | P.64 | Ⅲ 2. リスク4:   | 問題は認められない |  |
|  |   | <p>31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。</p>  | P.64 | Ⅲ 2. その他のリスク | 該当なし      |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所 |                     | 審査<br>結果  | 所見  |
|---------------------|---|---|------|---------------------|-----------|---|
|                     | ④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 32. 宛名システム等において、特定個人情報、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.64 | Ⅲ 3.<br>リスク1:       | 問題は認められない | <p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策として、システムを利用する必要がある職員を特定し、担当業務に応じた必要最小限度の範囲のみとする観点から、当該業務権限を細分化した上で個人ごとにユーザーIDを割り当てること、パスワードによりユーザー認証を実施し、アクセスログを保存すること等が具体的に記載されている。</p> <p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、個人番号を含むCSVやPDFファイル等をダウンロードする機能(外部媒体へのダウンロードを含む。)はハローワークシステムに設けないこと、特定個人情報にアクセスした履歴は、ログとしてハローワークシステムに記録することが具体的に記載されている。</p> |
|                     |   | 33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                                   | P.64 | Ⅲ 3.<br>リスク1:       | 問題は認められない |   |
|                     |   | 34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われなかったために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.64 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |   |
|                     |   | 35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.65 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |   |
|                     |   | 36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.65 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |   |
|                     |   | 37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.65 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |   |
|                     |   | 38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.65 | Ⅲ 3.<br>リスク3:       | 問題は認められない |   |
|                     |   | 39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.65 | Ⅲ 3.<br>リスク4:       | 問題は認められない |   |
|                     |   | 40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。  | P.65 | Ⅲ 3.<br>その他の<br>リスク | 問題は認められない |   |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所 |                 | 審査<br>結果  | 所見   |
|---------------------|---|--|------|-----------------|-----------|--|
|                     | ⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.66 | Ⅲ 4. 情報管理体制     | 問題は認められない | <p data-bbox="1096 898 1516 1032">ハローワークシステムの運用・保守業務を委託することとしており、委託先を選定することとしていること等が具体的に記載されている。</p> <p data-bbox="1096 1055 1516 1323">委託先においては、特定個人情報ファイルにアクセスできる担当者を必要最小限に限定すること、アクセス権限の設定に当たっては、必要最小限の範囲に限ること、個人番号はハローワークシステムに登録した段階でログファイルを含め暗号化され、厚生労働省から復号を指示しない限り委託先が単独で個人番号を復号することはできないこと等が具体的に記載されている。</p> |
|                     |   | 42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.66 | Ⅲ 4. 閲覧者・更新者の制限 | 問題は認められない |  |
|                     |   | 43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。     | P.66 | Ⅲ 4. 記録         | 問題は認められない |  |
|                     |   | 44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.66 | Ⅲ 4. 提供ルール      | 問題は認められない |  |
|                     |   | 45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。               | P.66 | Ⅲ 4. 消去ルール      | 問題は認められない |  |
|                     |   | 46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.66 | Ⅲ 4. 委託契約書中の規定  | 問題は認められない |  |
|                     |   | 47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.67 | Ⅲ 4. 再委託        | 問題は認められない |  |
|                     |   | 48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.67 | Ⅲ 4. その他のリスク    | 該当なし      |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所 |                     | 審査<br>結果 | 所見 |
|---------------------|--|--|------|---------------------|----------|----|
|                     | ⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.67 | Ⅲ 5.<br>リスク1:       | 該当なし     | —  |
|                     |  | 50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.67 | Ⅲ 5.<br>リスク1:       | 該当なし     |    |
|                     |  | 51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。               | P.67 | Ⅲ 5.<br>リスク2:       | 該当なし     |    |
|                     |  | 52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.67 | Ⅲ 5.<br>リスク3:       | 該当なし     |    |
|                     |  | 53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。  | P.67 | Ⅲ 5.<br>その他の<br>リスク | 該当なし     |    |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所 |                     | 審査<br>結果  | 所見   |
|---------------------|---|---|------|---------------------|-----------|--|
|                     | ⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | 54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                       | P.68 | Ⅲ 6.<br>リスク1:       | 問題は認められない | <p>情報提供ネットワークシステムを通じ、目的外の特定個人情報の入手を防止するリスク対策として、情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の照会を行う際に、雇用保険関係事務等に無関係の情報照会先を指定できないようシステムで制御していること、ハローワークシステムでは、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止すること等が具体的に記載されている。</p> <p>ハローワークシステムと情報提供ネットワークシステム(コアシステム)との間は、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワーク(厚生労働省統合ネットワーク、政府共通ネットワーク)を利用し、安全性を確保すること等が具体的に記載されている。</p> |
|                     |   | 55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.68 | Ⅲ 6.<br>リスク2:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                         | P.68 | Ⅲ 6.<br>リスク3:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                  | P.69 | Ⅲ 6.<br>リスク4:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.69 | Ⅲ 6.<br>リスク5:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                       | P.70 | Ⅲ 6.<br>リスク6:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。       | P.70 | Ⅲ 6.<br>リスク7:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.70 | Ⅲ 6.<br>その他の<br>リスク | 問題は認められない |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所              |              | 審査<br>結果  | 所見   |
|---------------------|---|---|-------------------|--------------|-----------|--|
|                     | ⑥特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | 62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.71              | Ⅲ 7. リスク1: ⑤ | 問題は認められない | 物理的対策として、サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とすること、出入口に入退室管理のための設備を設置すること等が具体的に記載されている。<br><br>技術的対策として、ハローワークシステムにおいて保有する特定個人情報が、端末等を通じてインターネットに流出することのないように、システム面の措置を講じていること、ファイアウォール、URLフィルタリング、ウイルス対策ソフト等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うこと等が具体的に記載されている。 |
|                     |   | 63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.71              | Ⅲ 7. リスク1: ⑥ | 問題は認められない |  |
|                     |   | 64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。          | P.72              | Ⅲ 7. リスク1: ⑨ | 問題は認められない |  |
|                     |   | 65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                           | P.73<br>～<br>P.74 | Ⅲ 7. リスク1: ⑨ | 問題は認められない |  |
|                     |   | 66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                                | P.74              | Ⅲ 7. リスク1: ⑩ | 問題は認められない |  |
|                     |   | 67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                          | P.75              | Ⅲ 7. リスク2:   | 問題は認められない |  |
|                     |   | 68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.75              | Ⅲ 7. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|                     |   | 69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.75              | Ⅲ 7. その他のリスク | 問題は認められない |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))  | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所 |         | 審査<br>結果  | 所見  |
|--|---|--|------|---------|-----------|---|
| <p>(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。</p> | <p>② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。</p> | <p>8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。</p>                   | P.25 | II 2. ③ | 問題は認められない | <p>特定個人情報の使用目的として、職業訓練受講給付金の受給要件確認の際、地方公共団体情報システム機構から求職者と同一住所の者の特定個人情報を入手、さらに市町村長から同一世帯情報等の特定個人情報を入手し、同一世帯者の範囲を特定するために個人番号を使用すること等が具体的に記載されている。</p> |
|  |   | <p>9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。</p>   | P.25 | II 2. ④ | 問題は認められない |   |
|  |   | <p>10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。</p>  | P.26 | II 3. ④ | 問題は認められない |   |
|  |   | <p>11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。</p>   | P.26 | II 3. ⑤ | 問題は認められない |   |
|  |   | <p>12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。</p>  | P.26 | II 3. ⑥ | 問題は認められない |   |
|  |   | <p>13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。</p> | P.27 | II 3. ⑧ | 問題は認められない |   |
|  |   | <p>14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。</p>  | P.27 | II 3. ⑧ | 問題は認められない |   |
|  |   | <p>15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。</p>                           | P.27 | II 3. ⑧ | 該当なし      |   |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所              |         | 審査<br>結果  | 所見   |
|---------------------|--------|--|-------------------|---------|-----------|--|
|                     |        | 16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。   | P.28              | II 4. ② | 問題は認められない | 特定個人情報の使用方法として、番号法別表第1に規定される事務の範囲で求職者からの申請・届出により個人番号を含む特定個人情報を入手し、ハローワークシステムにおいて、申請番号等と入手した個人番号とを紐付けし、職業訓練受講給付金の審査及び求職者の情報管理を適切に行うこと、情報提供ネットワークシステムを介した情報提供・照会において使用すること等、特定個人情報の取扱いプロセス概要(入手・使用、委託、保管・消去)について具体的に記載されている。 |
|                     |        | 17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。 | P.28              | II 4. ⑤ | 問題は認められない |  |
|                     |        | 18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。                                      | P.28              | II 4. ⑧ | 問題は認められない |  |
|                     |        | 19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。                                  | P.29<br>～<br>P.30 | II 5. ② | 問題は認められない |  |
|                     |        | 20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。                                  | P.29              | II 5. ② | 該当なし      |  |
|                     |        | 21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。   | P.30              | II 6. ① | 問題は認められない |  |
|                     |        | 22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。  | P.30              | II 6. ② | 問題は認められない |  |
|                     |        | 23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。  | P.30              | II 6. ③ | 問題は認められない |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))  | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所 |              | 審査<br>結果  | 所見   |
|--|--|--|------|--------------|-----------|--|
| <p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> | <p>③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p> | <p>24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> | P.76 | Ⅲ 2. リスク1:   | 問題は認められない | <p>対象者以外の情報の入手を防止するリスク対策として、申請者本人の個人番号を基に地方公共団体情報システム機構から入手した同一住所の者の情報のうち、同一世帯でないと判断された者の情報については、システムで自動的に即時削除すること等が具体的に記載されている。</p> <p>入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、ハローワーク等の職員端末と特定個人情報ファイルを格納するサーバは、専用回線を用い、決められた情報のみ提供を受け付けるようにシステムで制御していること、地方公共団体情報システム機構との連携においては、専用回線(住民基本台帳ネットワークシステム)を用い、情報を暗号化すること等が具体的に記載されている。</p> |
|  |  | <p>25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>       | P.76 | Ⅲ 2. リスク1:   | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>           | P.76 | Ⅲ 2. リスク2:   | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>     | P.76 | Ⅲ 2. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いがないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>             | P.76 | Ⅲ 2. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>           | P.76 | Ⅲ 2. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>            | P.77 | Ⅲ 2. リスク4:   | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。</p>  | P.77 | Ⅲ 2. その他のリスク | 該当なし      |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所 |                         | 審査<br>結果      | 所見  |
|---------------------|---|---|------|-------------------------|---------------|---|
|                     | ④特定個人情報<br>の使用につ<br>いて、特定さ<br>れたリスクを<br>軽減するた<br>めに講ずべき<br>措置を具体的<br>に記載してい<br>るか。記載され<br>た対策は、特<br>定個人情報保<br>護評価の目的<br>に照らし妥当<br>なものか。 | 32. 宛名システム等において、特定<br>個人情報、使用目的を超えて取り<br>扱われないよう、また、評価対象の<br>事務に必要な情報と併せて取り<br>扱われないよう、講じている対策を具<br>体的に記載しているか。記載された<br>対策は、特定個人情報保護評価の<br>目的に照らし、妥当なものか。   | P.77 | Ⅲ 3.<br>リスク1:           | 問題は認め<br>られない | 権限のない者(元職員、アクセス権限の<br>ない職員等)によって不正に使用されるリ<br>スク対策として、システムを利用する必要<br>がある職員を特定し、担当業務に応じた必<br>要最小限度の範囲のみとする観点から、<br>当該業務権限を細分化した上で個人ごと<br>にユーザーIDを割り当てること、パスワード<br>によりユーザー認証を実施し、アクセスロ<br>グを保存すること等が具体的に記載されて<br>いる。<br><br>不正に複製されるリスク対策として、個人<br>番号を含むCSVやPDFファイル等をダウ<br>ンロードする機能(外部媒体へのダウンロ<br>ードを含む。)はハローワークシステムに設<br>けないこと、特定個人情報にアクセスした履<br>歴は、ログとしてハローワークシステムに<br>記録することが具体的に記載されている。 |
|                     |   | 33. 事務で使用するその他のシステ<br>ムにおいて、特定個人情報、使用<br>目的を超えて取り扱われないよう、ま<br>た、評価対象の事務に必要な情報と併<br>せて取り扱われないよう、講じて<br>いる対策を具体的に記載している<br>か。記載された対策は、特定個人情<br>報保護評価の目的に照らし、妥当な<br>ものか。   | P.77 | Ⅲ 3.<br>リスク1:           | 問題は認め<br>られない |   |
|                     |   | 34. 特定個人情報にアクセスする際<br>の認証を行う場合は、特定個人情報<br>にアクセスするユーザの認証方法、<br>なりすましが行われなかったために講<br>じている対策について具体的に記載し<br>ているか。記載された対策は、特定<br>個人情報保護評価の目的に照らし、<br>妥当なものか。   | P.77 | Ⅲ 3.<br>リスク2:           | 問題は認め<br>られない |   |
|                     |   | 35. 特定個人情報ファイルを取り扱う<br>者が正当なユーザであることを確認<br>するための情報の発効・失効の管理<br>について具体的に記載しているか。<br>記載された対策は、特定個人情報保<br>護評価の目的に照らし、妥当なもの<br>か。   | P.78 | Ⅲ 3.<br>リスク2:           | 問題は認め<br>られない |   |
|                     |   | 36. アクセス権限の発効・失効の管<br>理を行う者による当該管理の適正性<br>についてチェックをしている内容を具<br>体的に記載しているか。記載された<br>対策は、特定個人情報保護評価の<br>目的に照らし、妥当なものか。  | P.78 | Ⅲ 3.<br>リスク2:           | 問題は認め<br>られない |   |
|                     |   | 37. 特定個人情報の入手から消去ま<br>での各過程において、特定個人情報<br>ファイルの取扱い記録やアクセスの<br>失敗の記録等を残していることを具<br>体的に記載しているか。記録を残し<br>ていない場合は、残していなくても権<br>限のない者による不正な使用を防止<br>できる理由を具体的に記載している<br>か。記載された対策は、特定個人情<br>報保護評価の目的に照らし、妥当な<br>ものか。 | P.78 | Ⅲ 3.<br>リスク2:           | 問題は認め<br>られない |   |
|                     |   | 38. 従業者が特定個人情報ファイル<br>を事務外で使用しないよう講じてい<br>る措置を具体的に記載しているか。記<br>載された対策は、特定個人情報保護<br>評価の目的に照らし、妥当なもの<br>か。  | P.78 | Ⅲ 3.<br>リスク3:           | 問題は認め<br>られない |   |
|                     |   | 39. 特定個人情報ファイルを取り扱う<br>者が特定個人情報ファイルを不正に<br>複製しないよう講じている措置を具<br>体的に記載しているか。記載された<br>対策は、特定個人情報保護評価の<br>目的に照らし、妥当なものか。  | P.78 | Ⅲ 3.<br>リスク4:           | 問題は認め<br>られない |   |
|                     |   | 40. 特定個人情報の使用において、<br>その他のリスク及びそれらのリスク<br>への対策についての記載はあるか。  | P.78 | Ⅲ 3.<br>その他<br>の<br>リスク | 問題は認め<br>られない |   |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所 |                            | 審査<br>結果  | 所見   |
|---------------------|---|--|------|----------------------------|-----------|--|
|                     | ⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.79 | Ⅲ 4.<br>情報管理<br>体制         | 問題は認められない | <p>ハローワークシステムの運用・保守業務を委託することとしており、委託先を選定することとしていること等が具体的に記載されている。</p> <p>委託先においては、特定個人情報ファイルにアクセスできる担当者を必要最小限に限定すること、アクセス権限の設定に当たっては、必要最小限の範囲に限ること、個人番号はハローワークシステムに登録した段階でログファイルを含め暗号化され、厚生労働省が復号を指示しない限り委託先が単独で個人番号を復号することはできないこと等が具体的に記載されている。</p> |
|                     |   | 42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.79 | Ⅲ 4.<br>閲覧者・<br>更新者の<br>制限 | 問題は認められない |  |
|                     |   | 43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。     | P.79 | Ⅲ 4.<br>記録                 | 問題は認められない |  |
|                     |   | 44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.79 | Ⅲ 4.<br>提供ルール              | 問題は認められない |  |
|                     |   | 45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。               | P.79 | Ⅲ 4.<br>消去ルール              | 問題は認められない |  |
|                     |   | 46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.79 | Ⅲ 4.<br>委託契約<br>書中の規<br>定  | 問題は認められない |  |
|                     |   | 47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.80 | Ⅲ 4.<br>再委託                | 問題は認められない |  |
|                     |   | 48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.80 | Ⅲ 4.<br>その他の<br>リスク        | 該当なし      |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))  | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所                |               | 審査<br>結果 | 所見 |
|--|--|--|---------------------|---------------|----------|----|
|  | ⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.80                | Ⅲ 5.<br>リスク1: | 該当なし     | —  |
| 50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  |  | P.80   | Ⅲ 5.<br>リスク1:       | 該当なし          |          |    |
| 51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 |  | P.80   | Ⅲ 5.<br>リスク2:       | 該当なし          |          |    |
| 52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  |  | P.80   | Ⅲ 5.<br>リスク3:       | 該当なし          |          |    |
| 53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。  |  | P.80   | Ⅲ 5.<br>その他の<br>リスク | 該当なし          |          |    |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所 |              | 審査<br>結果  | 所見  |
|---------------------|---|---|------|--------------|-----------|---|
|                     | ⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | 54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないうために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                      | P.81 | Ⅲ 6. リスク1:   | 問題は認められない | <p>情報提供ネットワークシステムを通じ、目的外の特定個人情報の入手を防止するリスク対策として、情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の照会を行う際に、求職者支援制度関係事務等に無関係の情報照会先を指定できないようシステムで制御していること、ハローワークシステムでは、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止すること等が具体的に記載されている。</p> <p>ハローワークシステムと情報提供ネットワークシステム(コアシステム)との間は、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワーク(厚生労働省統合ネットワーク、政府共通ネットワーク)を利用し、安全性を確保すること等が具体的に記載されている。</p> |
|                     |   | 55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.81 | Ⅲ 6. リスク2:   | 問題は認められない |   |
|                     |   | 56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                         | P.81 | Ⅲ 6. リスク3:   | 問題は認められない |   |
|                     |   | 57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                  | P.82 | Ⅲ 6. リスク4:   | 問題は認められない |   |
|                     |   | 58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.82 | Ⅲ 6. リスク5:   | 問題は認められない |   |
|                     |   | 59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                       | P.83 | Ⅲ 6. リスク6:   | 問題は認められない |   |
|                     |   | 60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。       | P.83 | Ⅲ 6. リスク7:   | 問題は認められない |   |
|                     |   | 61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.83 | Ⅲ 6. その他のリスク | 問題は認められない |   |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所              |              | 審査<br>結果  | 所見   |
|---------------------|---|---|-------------------|--------------|-----------|--|
|                     | ⑥特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | 62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.84              | Ⅲ 7. リスク1: ⑤ | 問題は認められない | 物理的対策として、サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とすること、出入口に入退室管理のための設備を設置すること等が具体的に記載されている。<br><br>技術的対策として、ハローワークシステムにおいて保有する特定個人情報が、端末等を通じてインターネットに流出することのないように、システム面の措置を講じていること、ファイアウォール、URLフィルタリング、ウイルス対策ソフト等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うこと等が具体的に記載されている。<br><br>また、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクについて、同一世帯の者の情報については、システムで1か月後に消去すること、同一住所者の情報のうち、同一世帯でない判断されたものの情報については、システムで自動的に即時消去すること等が具体的に記載されている。 |
|                     |   | 63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.84              | Ⅲ 7. リスク1: ⑥ | 問題は認められない |  |
|                     |   | 64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。          | P.85              | Ⅲ 7. リスク1: ⑨ | 問題は認められない |  |
|                     |   | 65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                           | P.86<br>～<br>P.87 | Ⅲ 7. リスク1: ⑨ | 問題は認められない |  |
|                     |   | 66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                                | P.87              | Ⅲ 7. リスク1: ⑩ | 問題は認められない |  |
|                     |   | 67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                          | P.88              | Ⅲ 7. リスク2:   | 問題は認められない |  |
|                     |   | 68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.88              | Ⅲ 7. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|                     |   | 69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.88              | Ⅲ 7. その他のリスク | 問題は認められない |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))  | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所 |         | 審査<br>結果  | 所見  |
|--|---|---|------|---------|-----------|---|
| <p>(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。</p> | <p>② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。</p> | <p>8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。</p>                | P.31 | II 2. ③ | 問題は認められない | <p>特定個人情報の使用目的として、障害者の求職申込登録の際、都道府県知事から障害者手帳に係る特定個人情報を入手し障害者手帳の提出を省略するために個人番号を使用することが具体的に記載されている。</p> |
|  |   | <p>9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。</p>  | P.31 | II 2. ④ | 問題は認められない |   |
|  |   | <p>10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。</p>   | P.32 | II 3. ④ | 問題は認められない |   |
|  |   | <p>11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。</p>                                      | P.32 | II 3. ⑤ | 問題は認められない |   |
|  |   | <p>12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。</p>   | P.32 | II 3. ⑥ | 問題は認められない |   |
|  |   | <p>13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。</p> | P.32 | II 3. ⑧ | 問題は認められない |   |
|  |   | <p>14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。</p>   | P.32 | II 3. ⑧ | 問題は認められない |   |
|  |   | <p>15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。</p>                        | P.32 | II 3. ⑧ | 該当なし      |   |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所 |         | 審査<br>結果  | 所見  |
|---------------------|--------|--|------|---------|-----------|---|
|                     |        | 16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。   | P.33 | II 4. ② | 問題は認められない | 特定個人情報の使用方法として、番号法別表第1に規定される事務の範囲で障害のある求職者からの申請・届出により個人番号を含む特定個人情報を入手し、ハローワークシステムにおいて、求職番号等と入手した個人番号とを紐付けし、求職申込登録の審査及び求職に関する情報管理を適切に行うこと、情報提供ネットワークシステムを介した情報照会において使用すること等、特定個人情報の取扱いプロセス概要(入手・使用、委託、保管・消去)について具体的に記載されている。 |
|                     |        | 17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。 | P.33 | II 4. ⑤ | 問題は認められない |   |
|                     |        | 18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。                                      | P.33 | II 4. ⑧ | 問題は認められない |   |
|                     |        | 19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。                                  | P.34 | II 5. ② | 該当なし      |   |
|                     |        | 20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。                                  | P.34 | II 5. ② | 該当なし      |   |
|                     |        | 21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。   | P.34 | II 6. ① | 問題は認められない |   |
|                     |        | 22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。  | P.34 | II 6. ② | 問題は認められない |   |
|                     |        | 23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。  | P.34 | II 6. ③ | 問題は認められない |   |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))  | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所 |              | 審査<br>結果  | 所見   |
|--|--|--|------|--------------|-----------|--|
| <p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> | <p>③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p> | <p>24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> | P.89 | Ⅲ 2. リスク1:   | 問題は認められない | <p>対象者以外の情報の入手を防止するリスク対策として、職業紹介の手續に必要な届出・申請は、様式を定めた提出方式により、申込者本人に限定した情報のみ記載することとしていることが具体的に記載されている。</p> <p>入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、ハローワーク等の職員端末と特定個人情報ファイルを格納するサーバは、専用回線を用い、決められた情報のみ提供を受け付けるようにシステムで制御していること、地方公共団体情報システム機構との連携においては、専用回線(住民基本台帳ネットワークシステム)を用い、情報を暗号化すること等が具体的に記載されている。</p> |
|  |  | <p>25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>       | P.89 | Ⅲ 2. リスク1:   | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>           | P.89 | Ⅲ 2. リスク2:   | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>     | P.89 | Ⅲ 2. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いがないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>             | P.89 | Ⅲ 2. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>           | P.89 | Ⅲ 2. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>            | P.90 | Ⅲ 2. リスク4:   | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。</p>  | P.90 | Ⅲ 2. その他のリスク | 該当なし      |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所 |                     | 審査<br>結果  | 所見   |
|---------------------|---|---|------|---------------------|-----------|--|
|                     | ④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 32. 宛名システム等において、特定個人情報、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.90 | Ⅲ 3.<br>リスク1:       | 問題は認められない | <p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策として、システムを利用する必要がある職員を特定し、担当業務に応じた必要最小限度の範囲のみとする観点から、当該業務権限を細分化した上で個人ごとにユーザーIDを割り当てること、パスワードによりユーザー認証を実施し、アクセスログを保存すること等が具体的に記載されている。</p> <p>不正に複製されるリスク対策として、個人番号を含むCSVやPDFファイル等をダウンロードする機能(外部媒体へのダウンロードを含む。)はハローワークシステムに設けないこと、特定個人情報にアクセスした履歴は、ログとしてハローワークシステムに記録することが具体的に記載されている。</p> |
|                     |   | 33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                                   | P.90 | Ⅲ 3.<br>リスク1:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われなかったために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.90 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.91 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.91 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.91 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.91 | Ⅲ 3.<br>リスク3:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.91 | Ⅲ 3.<br>リスク4:       | 問題は認められない |  |
|                     |   | 40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。  | P.91 | Ⅲ 3.<br>その他の<br>リスク | 問題は認められない |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所 |                            | 審査<br>結果  | 所見   |
|---------------------|---|--|------|----------------------------|-----------|--|
|                     | ⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.92 | Ⅲ 4.<br>情報管理<br>体制         | 問題は認められない | <p data-bbox="1096 898 1516 1032">ハローワークシステムの運用・保守業務を委託することとしており、委託先を選定することとしていること等が具体的に記載されている。</p> <p data-bbox="1096 1055 1516 1323">委託先においては、特定個人情報ファイルにアクセスできる担当者を必要最小限に限定すること、アクセス権限の設定に当たっては、必要最小限の範囲に限ること、個人番号はハローワークシステムに登録した段階でログファイルを含め暗号化され、厚生労働省から復号を指示しない限り委託先が単独で個人番号を復号することはできないこと等が具体的に記載されている。</p> |
|                     |   | 42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.92 | Ⅲ 4.<br>閲覧者・<br>更新者の<br>制限 | 問題は認められない |  |
|                     |   | 43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。     | P.92 | Ⅲ 4.<br>記録                 | 問題は認められない |  |
|                     |   | 44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.92 | Ⅲ 4.<br>提供ルール              | 問題は認められない |  |
|                     |   | 45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。               | P.92 | Ⅲ 4.<br>消去ルール              | 問題は認められない |  |
|                     |   | 46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.92 | Ⅲ 4.<br>委託契約<br>書中の規<br>定  | 問題は認められない |  |
|                     |   | 47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.93 | Ⅲ 4.<br>再委託                | 問題は認められない |  |
|                     |   | 48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.93 | Ⅲ 4.<br>その他の<br>リスク        | 該当なし      |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所 |                     | 審査<br>結果 | 所見 |
|---------------------|--|--|------|---------------------|----------|----|
|                     | ⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.93 | Ⅲ 5.<br>リスク1:       | 該当なし     | —  |
|                     |  | 50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.93 | Ⅲ 5.<br>リスク1:       | 該当なし     |    |
|                     |  | 51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。               | P.93 | Ⅲ 5.<br>リスク2:       | 該当なし     |    |
|                     |  | 52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.93 | Ⅲ 5.<br>リスク3:       | 該当なし     |    |
|                     |  | 53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。  | P.93 | Ⅲ 5.<br>その他の<br>リスク | 該当なし     |    |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所 |              | 審査<br>結果  | 所見   |
|---------------------|---|---|------|--------------|-----------|--|
|                     | ⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | 54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                       | P.94 | Ⅲ 6. リスク1:   | 問題は認められない | <p>情報提供ネットワークシステムを通じ、目的外の特定個人情報の入手を防止するリスク対策として、情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の照会を行う際に、職業紹介関係事務等に無関係の情報照会先を指定できないようシステムで制御していること、ハローワークシステムでは、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止すること等が具体的に記載されている。</p> <p>ハローワークシステムと情報提供ネットワークシステム(コアシステム)との間は、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワーク(厚生労働省統合ネットワーク、政府共通ネットワーク)を利用し、安全性を確保すること等が具体的に記載されている。</p> |
|                     |   | 55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.94 | Ⅲ 6. リスク2:   | 問題は認められない |  |
|                     |   | 56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                         | P.94 | Ⅲ 6. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|                     |   | 57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                  | P.95 | Ⅲ 6. リスク4:   | 問題は認められない |  |
|                     |   | 58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.95 | Ⅲ 6. リスク5:   | 該当なし      |  |
|                     |   | 59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                       | P.96 | Ⅲ 6. リスク6:   | 該当なし      |  |
|                     |   | 60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。       | P.96 | Ⅲ 6. リスク7:   | 該当なし      |  |
|                     |   | 61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.96 | Ⅲ 6. その他のリスク | 問題は認められない |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所               |              | 審査<br>結果  | 所見   |
|---------------------|---|---|--------------------|--------------|-----------|--|
|                     | ⑥特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | 62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.97               | Ⅲ 7. リスク1: ⑤ | 問題は認められない | 物理的対策として、サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とすること、出入口に入退室管理のための設備を設置すること等が具体的に記載されている。<br><br>技術的対策として、ハローワークシステムにおいて保有する特定個人情報が、端末等を通じてインターネットに流出することのないように、システム面の措置を講じていること、ファイアウォール、URLフィルタリング、ウイルス対策ソフト等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うこと等が具体的に記載されている。 |
|                     |   | 63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.97               | Ⅲ 7. リスク1: ⑥ | 問題は認められない |  |
|                     |   | 64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。          | P.98               | Ⅲ 7. リスク1: ⑨ | 問題は認められない |  |
|                     |   | 65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                           | P.99<br>～<br>P.100 | Ⅲ 7. リスク1: ⑨ | 問題は認められない |  |
|                     |   | 66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                                | P.100              | Ⅲ 7. リスク1: ⑩ | 問題は認められない |  |
|                     |   | 67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                          | P.101              | Ⅲ 7. リスク2:   | 問題は認められない |  |
|                     |   | 68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.101              | Ⅲ 7. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|                     |   | 69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.101              | Ⅲ 7. その他のリスク | 問題は認められない |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))  | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所 |         | 審査<br>結果  | 所見   |
|--|--|---|------|---------|-----------|--|
| <p>(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。</p> | <p>②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。</p> | <p>8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。</p>                | P.35 | II 2. ③ | 問題は認められない | <p>特定個人情報の使用目的として、障害者を雇い入れた事業主に対する助成金の申請受付の際、都道府県知事から障害者手帳に係る特定個人情報を入手し、障害者手帳の提出を省略するために個人番号を使用することが具体的に記載されている。</p> |
|  |  | <p>9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。</p>  | P.35 | II 2. ④ | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。</p>   | P.36 | II 3. ④ | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。</p>                                      | P.36 | II 3. ⑤ | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。</p>   | P.36 | II 3. ⑥ | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。</p> | P.36 | II 3. ⑧ | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。</p>   | P.36 | II 3. ⑧ | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。</p>                        | P.36 | II 3. ⑧ | 該当なし      |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項 | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所 |         | 審査<br>結果  | 所見   |
|---------------------|--------|--|------|---------|-----------|--|
|                     |        | 16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。   | P.37 | II 4. ② | 問題は認められない | <p>特定個人情報の使用方法として、番号法別表第1に規定される事務の範囲で障害者を雇い入れた事業主からの申請・届出により、対象労働者の個人番号を含む特定個人情報を入力し、ハローワークシステムにおいて、被保険者番号等と入手した個人番号とを紐付けし、助成金の審査に関する情報管理を適切に行うこと、情報提供ネットワークシステムを介した情報照会において使用すること等、特定個人情報の取扱いプロセス概要(入手・使用、委託、保管・消去)について具体的に記載されている。</p> |
|                     |        | 17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。 | P.37 | II 4. ⑤ | 問題は認められない |  |
|                     |        | 18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。                                      | P.37 | II 4. ⑧ | 問題は認められない |  |
|                     |        | 19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。                                  | P.37 | II 5. ② | 該当なし      |  |
|                     |        | 20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。                                  | P.37 | II 5. ② | 該当なし      |  |
|                     |        | 21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。   | P.38 | II 6. ① | 問題は認められない |  |
|                     |        | 22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。  | P.38 | II 6. ② | 問題は認められない |  |
|                     |        | 23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。  | P.38 | II 6. ③ | 問題は認められない |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2))  | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所  |              | 審査<br>結果  | 所見   |
|--|--|--|-------|--------------|-----------|--|
| <p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> | <p>③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p> | <p>24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> | P.102 | Ⅲ 2. リスク1:   | 問題は認められない | <p>対象者以外の情報の入手を防止するリスク対策として、助成金の手続に必要な届出・申請は、様式を定めた提出方式により、事業主に雇用されている対象労働者に限定した情報のみ記載することとしていることが具体的に記載されている。</p> <p>入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、ハローワーク等の職員端末と特定個人情報ファイルを格納するサーバは、専用回線を用い、決められた情報のみ提供を受け付けるようにシステムで制御していること、地方公共団体情報システム機構との連携においては、専用回線(住民基本台帳ネットワークシステム)を用い、情報を暗号化すること等が具体的に記載されている。</p> |
|  |  | <p>25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>       | P.102 | Ⅲ 2. リスク1:   | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>           | P.102 | Ⅲ 2. リスク2:   | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>     | P.102 | Ⅲ 2. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いがないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>             | P.102 | Ⅲ 2. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>           | P.102 | Ⅲ 2. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>            | P.103 | Ⅲ 2. リスク4:   | 問題は認められない |  |
|  |  | <p>31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。</p>  | P.103 | Ⅲ 2. その他のリスク | 該当なし      |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所  |                     | 審査<br>結果      | 所見  |
|---------------------|---|---|-------|---------------------|---------------|---|
|                     | ④特定個人情報<br>の使用につ<br>いて、特定さ<br>れたリスクを<br>軽減するた<br>めに講ずべき<br>措置を具体的<br>に記載してい<br>るか。記載され<br>た対策は、特<br>定個人情報保<br>護評価の目的<br>に照らし妥当<br>なものか。 | 32. 宛名システム等において、特定<br>個人情報、使用目的を超えて取り<br>扱われないよう、また、評価対象の<br>事務に必要な情報と併せて取り<br>扱われないよう、講じている対策を具<br>体的に記載しているか。記載された<br>対策は、特定個人情報保護評価の<br>目的に照らし、妥当なものか。   | P.103 | Ⅲ 3.<br>リスク1:       | 問題は認め<br>られない | 権限のない者(元職員、アクセス権限の<br>ない職員等)によって不正に使用されるリ<br>スク対策として、システムを利用する必要<br>がある職員を特定し、担当業務に応じた必<br>要最小限度の範囲のみとする観点から、<br>当該業務権限を細分化した上で個人ごと<br>にユーザーIDを割り当てること、パスワード<br>によりユーザー認証を実施し、アクセスロ<br>グを保存すること等が具体的に記載されて<br>いる。<br><br>不正に複製されるリスク対策として、個人<br>番号を含むCSVやPDFファイル等をダウン<br>ロードする機能(外部媒体へのダウンロード<br>を含む。)はハローワークシステムに設け<br>ないこと、特定個人情報にアクセスした履<br>歴は、ログとしてハローワークシステムに<br>記録することが具体的に記載されている。 |
|                     |   | 33. 事務で使用するその他のシステ<br>ムにおいて、特定個人情報、使用<br>目的を超えて取り扱われないよう、ま<br>た、評価対象の事務に必要な情報と併<br>せて取り扱われないよう、講じて<br>いる対策を具体的に記載している<br>か。記載された対策は、特定個人情<br>報保護評価の目的に照らし、妥当な<br>ものか。   | P.103 | Ⅲ 3.<br>リスク1:       | 問題は認め<br>られない |   |
|                     |   | 34. 特定個人情報にアクセスする際<br>の認証を行う場合は、特定個人情報<br>にアクセスするユーザの認証方法、<br>なりすましが行われないうために講じ<br>ている対策について具体的に記載し<br>ているか。記載された対策は、特定<br>個人情報保護評価の目的に照らし、<br>妥当なものか。  | P.103 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認め<br>られない |   |
|                     |   | 35. 特定個人情報ファイルを取り扱う<br>者が正当なユーザであることを確認<br>するための情報の発効・失効の管理<br>について具体的に記載しているか。<br>記載された対策は、特定個人情報保<br>護評価の目的に照らし、妥当なもの<br>か。   | P.104 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認め<br>られない |   |
|                     |   | 36. アクセス権限の発効・失効の管<br>理を行う者による当該管理の適正性<br>についてチェックをしている内容を具<br>体的に記載しているか。記載された<br>対策は、特定個人情報保護評価の<br>目的に照らし、妥当なものか。  | P.104 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認め<br>られない |   |
|                     |   | 37. 特定個人情報の入手から消去ま<br>での各過程において、特定個人情報<br>ファイルの取扱い記録やアクセスの<br>失敗の記録等を残していることを具<br>体的に記載しているか。記録を残し<br>ていない場合は、残していなくても権<br>限のない者による不正な使用を防止<br>できる理由を具体的に記載している<br>か。記載された対策は、特定個人情<br>報保護評価の目的に照らし、妥当な<br>ものか。 | P.104 | Ⅲ 3.<br>リスク2:       | 問題は認め<br>られない |   |
|                     |   | 38. 従業者が特定個人情報ファイル<br>を事務外で使用しないよう講じてい<br>る措置を具体的に記載しているか。記<br>載された対策は、特定個人情報保護<br>評価の目的に照らし、妥当なもの<br>か。  | P.104 | Ⅲ 3.<br>リスク3:       | 問題は認め<br>られない |   |
|                     |   | 39. 特定個人情報ファイルを取り扱う<br>者が特定個人情報ファイルを不正に<br>複製しないよう講じている措置を具<br>体的に記載しているか。記載された<br>対策は、特定個人情報保護評価の<br>目的に照らし、妥当なものか。  | P.104 | Ⅲ 3.<br>リスク4:       | 問題は認め<br>られない |   |
|                     |   | 40. 特定個人情報の使用において、<br>その他のリスク及びそれらのリスク<br>への対策についての記載はあるか。  | P.104 | Ⅲ 3.<br>その他の<br>リスク | 問題は認め<br>られない |   |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所  |                 | 審査<br>結果  | 所見   |
|---------------------|---|--|-------|-----------------|-----------|--|
|                     | ⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.105 | Ⅲ 4. 情報管理体制     | 問題は認められない | <p>ハローワークシステムの運用・保守業務を委託することとしており、委託先を選定する際に、個人情報管理体制の確認を行うこととしていること等が具体的に記載されている。</p> <p>委託先においては、特定個人情報ファイルにアクセスできる担当者を必要最小限に限定すること、アクセス権限の設定に当たっては、必要最小限の範囲に限ること、個人番号はハローワークシステムに登録した段階でログファイルを含め暗号化され、厚生労働省から復号を指示しない限り委託先が単独で個人番号を復号することはできないこと等が具体的に記載されている。</p> |
|                     |   | 42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.105 | Ⅲ 4. 閲覧者・更新者の制限 | 問題は認められない |  |
|                     |   | 43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。     | P.105 | Ⅲ 4. 記録         | 問題は認められない |  |
|                     |   | 44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.105 | Ⅲ 4. 提供ルール      | 問題は認められない |  |
|                     |   | 45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。               | P.105 | Ⅲ 4. 消去ルール      | 問題は認められない |  |
|                     |   | 46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。   | P.105 | Ⅲ 4. 委託契約書中の規定  | 問題は認められない |  |
|                     |   | 47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.106 | Ⅲ 4. 再委託        | 問題は認められない |  |
|                     |   | 48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.106 | Ⅲ 4. その他のリスク    | 該当なし      |  |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)   | 該当箇所  |                     | 審査<br>結果 | 所見 |
|---------------------|--|--|-------|---------------------|----------|----|
|                     | ⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.106 | Ⅲ 5.<br>リスク1:       | 該当なし     | —  |
|                     |  | 50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.106 | Ⅲ 5.<br>リスク1:       | 該当なし     |    |
|                     |  | 51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。               | P.106 | Ⅲ 5.<br>リスク2:       | 該当なし     |    |
|                     |  | 52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  | P.106 | Ⅲ 5.<br>リスク3:       | 該当なし     |    |
|                     |  | 53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。  | P.106 | Ⅲ 5.<br>その他の<br>リスク | 該当なし     |    |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所  |                     | 審査<br>結果  | 所見  |
|---------------------|--|---|-------|---------------------|-----------|---|
|                     | ⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 | 54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                       | P.107 | Ⅲ 6.<br>リスク1:       | 問題は認められない | <p>情報提供ネットワークシステムを通じ、目的外の特定個人情報の入手を防止するリスク対策として、情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の照会を行う際に、助成金関係事務等に無関係の情報照会先を指定できないようシステムで制御していること、ハローワークシステムでは、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止すること等が具体的に記載されている。</p> <p>ハローワークシステムと情報提供ネットワークシステム(コアシステム)との間は、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワーク(厚生労働省統合ネットワーク、政府共通ネットワーク)を利用し、安全性を確保すること等が具体的に記載されている。</p> |
|                     |  | 55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.107 | Ⅲ 6.<br>リスク2:       | 問題は認められない |   |
|                     |  | 56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                         | P.107 | Ⅲ 6.<br>リスク3:       | 問題は認められない |   |
|                     |  | 57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                  | P.108 | Ⅲ 6.<br>リスク4:       | 問題は認められない |   |
|                     |  | 58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.108 | Ⅲ 6.<br>リスク5:       | 該当なし      |   |
|                     |  | 59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                       | P.109 | Ⅲ 6.<br>リスク6:       | 該当なし      |   |
|                     |  | 60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。       | P.109 | Ⅲ 6.<br>リスク7:       | 該当なし      |   |
|                     |  | 61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.109 | Ⅲ 6.<br>その他の<br>リスク | 問題は認められない |   |

| 審査の観点<br>(指針第10(2)) | 主な考慮事項  | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所                |              | 審査<br>結果  | 所見   |
|---------------------|---|---|---------------------|--------------|-----------|--|
|                     | ⑥特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | 62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.110               | Ⅲ 7. リスク1: ⑤ | 問題は認められない | 物理的対策として、サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とすること、出入口に入退室管理のための設備を設置すること等が具体的に記載されている。<br><br>技術的対策として、ハローワークシステムにおいて保有する特定個人情報が、端末等を通じてインターネットに流出することのないように、システム面の措置を講じていること、ファイアウォール、URLフィルタリング、ウイルス対策ソフト等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うこと等が具体的に記載されている。 |
|                     |   | 63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                 | P.110               | Ⅲ 7. リスク1: ⑥ | 問題は認められない |  |
|                     |   | 64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。          | P.111               | Ⅲ 7. リスク1: ⑨ | 問題は認められない |  |
|                     |   | 65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                           | P.112<br>～<br>P.113 | Ⅲ 7. リスク1: ⑨ | 問題は認められない |  |
|                     |   | 66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                                | P.113               | Ⅲ 7. リスク1: ⑩ | 問題は認められない |  |
|                     |   | 67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                          | P.114               | Ⅲ 7. リスク2:   | 問題は認められない |  |
|                     |   | 68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | P.114               | Ⅲ 7. リスク3:   | 問題は認められない |  |
|                     |   | 69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。   | P.114               | Ⅲ 7. その他のリスク | 問題は認められない |  |

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

| 審査の観点<br>(指針第10(2))  | 主な考慮事項   | 主な考慮事項(細目)  | 該当箇所        |                      | 審査<br>結果         | 所見  |
|--|--|---|-------------|----------------------|------------------|---|
| <p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> | <p>⑩その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> | <p>74. 申請者の同一世帯者の特定個人情報を入手する際のリスク対策を具体的に記載しているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> | <p>P.76</p> | <p>Ⅲ 2.<br/>リスク1</p> | <p>問題は認められない</p> | <p>申請者の同一世帯者の特定個人情報を入手する際のリスク対策について、同一住所の情報のうち同一世帯でないと判断された者の情報についてはシステムで自動的に即時消去すること等が具体的に記載されている。</p> |

## 【総評】

- (1) 職業安定行政業務に関する事務においては、ハローワークシステムを使用し、特定個人情報ファイルである雇用保険ファイル、求職者支援ファイル、職業紹介ファイル及び助成金ファイルを適切に取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる雇用保険ファイル、求職者支援ファイル、職業紹介ファイル及び助成金ファイルについて、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ、使用するシステムの機能並びに特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 申請者の同一世帯者の特定個人情報を入手する際のリスク対策について具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

## 【個人情報保護委員会による審査記載事項】

### (VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 職業安定行政業務に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、ハローワークシステムにおいて保有する特定個人情報が端末等を通じてインターネットへ流出することのないようシステム面の措置を講じていること等が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 特定個人情報の取扱いについては厳格な対応が求められるため、職員への教育・研修を実務に即して実施するとともに、実効性のある自己点検・監査を実施することが重要である。
- (4) 情報漏えい等に対する対策については、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要である。